官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務一一）　一
〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁二〇、二一）　二
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（同二二）
○市町の境界変更の件（総務八七）
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務六八）
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同六九）
○日本国に帰化を許可する件（同七〇）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（外務一一八）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一一九）　三
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産四七二）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同四七三）
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（同四七四）
○保安林の指定をする件（同四七五～四八二）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛五六～五八）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同五九～六一）　五
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同六二、六三）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（同六四）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（同六五）　八
〔国会事項〕
警察庁　法務省　九
〔人事異動〕
官庁　九
〔皇室事項〕
諸事項　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示（国土交通省）
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、証票無効関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　二六

省令

○財務省令第十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の七第七項及び第十項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十の三第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　法第四十二条の十二の七第七項第一号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数は、確認申請書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第一項に規定する確認申請書をいう。以下この条において同じ。）の写し及び当該確認申請書に係る確認書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第三項の確認書をいう。第五項及び第七項において同じ。）の写しを当該供用中年度（法第四十二条の十二の七第七項に規定する供用中年度をいう。第五項において同じ。）の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該半導体の同号に規定する区分した枚数とする。

4　前項の規定は、法第四十二条の十二の七第七項第二号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。

5　法第四十二条の十二の七第七項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る半導体生産用資産等（同項に規定する半導体生産用資産及びこれとともに同項に規定する半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。